

近年の精神保健福祉法施行令第12条第3号に規定する講習会の開催状況 (精神保健福祉相談員講習会)

年度	自治体名
見直し前（令和6年3月31日以前）	
平成27年度	京都市
平成28年度	京都市
平成29年度	京都市
平成30年度	島根県
令和元年度	広島市
令和2年度	なし
令和3年度	なし
令和4年度	なし
令和5年度	広島市
見直し後（令和6年4月1日以降）	
令和6年度	新潟県
令和7年度	福島県、石川県、滋賀県、奈良県、岡山県、広島県、長崎県 岡山市、広島市

令和3年度までは第1回「市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム」資料2を基に作成。令和4年度以降は、講習会終了後の報告があり、かつ自治体名の公表を承諾した自治体名を記載。